

R5 社会福祉法人の運営に関する監査資料

目次 I

第1	定款、登記及び事業の状況	1
第2	評議員、理事及び監事の状況	4
第3	評議員会、理事会及び監査の状況	10
第4	会計監査人・内部管理体制の状況	16
第5	人事管理、資産管理の状況	17
第6	その他	19

(添付書類)

- ・ 定款細則（又は理事長専決事項の規程 等）
- ・ 前年度事業報告書
- ・ 直近の法人組織図
- ・ 最近の法人紹介資料、パンフレット等
- ・ 法人本部の位置図（公共交通機関又は自動車で行くことができるもの。）
- ・ 法人登記事項の全部事項証明書（履歴事項又は現在事項）の写し

II別表

法人名	社会福祉法人	代表者の氏名		資料作成 担当者名	
主たる事務所の所在地	(〒 -) 新潟市	電話・FAX	電話	FAX	
認可年月日・番号	年 月 日 第 号	設立登記年月日	年 月 日		
指導監査 年月日	年 月 日	指導監査時の立会予定者の 役職・氏名	例：常務理事 ○○○○		
結果講評時の出席予定者の役職・氏名	例：常務理事 ○○○○ 事務長 ○○○○ 会計責任者 ○○○○ など				

1 記入上の注意

- (1) 指導監査事項の各項目ごとに、当該法人の前年度実績又は資料作成日現在の状況に基づいて記載すること。
- (2) 「自主点検結果」は、所定の別表資料に記入した後、自主点検結果に基づき薄黄色に着色されたセルの入力に当たっては、下記の基準でプルダウンメニューから該当内容を選択してください。 **A→実施できている、B→実施できているが不十分、C→実施できていない**
- (3) 記入欄は、必要に応じ適宜使用すること。 **ただし、※(適・要検討・否)には○印をつけないこと。**
- (4) 社会福祉協議会、共同募金会など、代表者の職名を「会長」としている法人がこの資料を作成する際には、文中の「理事長」を「会長」に読み替えるものとする。

2 この資料に関係する法令通知は次のとおり。

(文中の略称)

(法令通知の名称)

運営関係

法	社会福祉法（昭和26年法律第45号）
令	社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）
施行規則	社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）
組合等登記令	組合等登記令（昭和39年政令第29号）
審査基準	平成12年12月1日付け社援第2618号通知「社会福祉法人の認可について」別紙1「社会福祉法人審査基準」
審査要領	平成12年12月1日付け社援企第35号通知「社会福祉法人の認可について」別紙「社会福祉法人審査要領」
平成28年改正法	社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）
平成28年改正政令	社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年政令第349号）
社援基発0123第1号	平成30年1月23日付け社援基発0123第1号通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」

会計関係

平12老発第188号	平成12年3月10日付け老発第188号通知「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」
平16社援発第0312001号	平成16年3月12日付け社援発第0312001号通知「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」
平18障発第1018003号	平成18年10月18日付け障発第1018003号通知「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」
平27雇児発0903第6号	平成27年9月3日付け雇児発0903第6号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」

資産要件関係

平12老発第599号	平成12年8月22日付け老発第599号通知「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」
平12社援第2029号	平成12年9月8日付け社援発第2029号通知「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」
平12老発第629号	平成12年9月8日付け老発第629号通知「居宅介護等事業の経営を目的とした社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」
平12障第669号	平成12年9月8日付け障第669号通知「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」
平12老発第0830006号	平成14年8月30日付け老発第0830006号通知「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」
平16雇児発第0524002号	平成16年5月24日付け雇児発第0524002号通知「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」
平23社援発0330第5号	平成24年3月30日付け社援発0330第5号通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」

その他

平13社援発第1275号	平成13年7月23日付け社援発第1275号通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」
--------------	---

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	監査記入欄	別表資料	根拠法令等
第1 定款・登記及び事業の状況					
1 定款	(1) 定款は法令等に従い、必要事項が記載されているか。 定款の必要的記載事項が事実と反するものとなっていないか。 ※ 必要的記載事項は以下のとおり。 目的（第1号）、名称（第2号）、社会福祉事業の種類（第3号）、事務所の所在地（第4号）、評議員及び評議員会に関する事項（第5号）、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の定数その他役員に関する事項（第6号）、理事会に関する事項（第7号）、会計監査人に関する事項（会計監査人を設置する場合に限る。第8号）、資産に関する事項（第9号）、会計に関する事項（第10号）、公益事業の種類（公益事業を行う場合に限る。第11号）、収益事業の種類（収益事業を行う場合に限る。第12号）解散に関する事項（第13号）、定款の変更に関する事項（第14号）、公告の方法（第15号）	A・B・C	※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	法第31条第1項
	(2) 定款の変更が所定の手続を経て行われているか。		※(適・要検討・否)	表3	
	ア 定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われているか。	A・B・C			法第45条の9第7項第3号
	イ 定款の変更が所轄庁の認可を受けて行われているか。	A・B・C			法第45条の36第1項 法第45条の36第2項 法第45条の36第4項 規則第4条
	ウ 所轄庁の認可が不要とされる事項の変更については、所轄庁への届出が行われているか。 ※ 省令で定める、届出で足りる事項は以下のとおり。 ① 事務所の所在地 ② 資産に関する事項（ただし基本財産の増加に限る） ③ 公告の方法	A・B・C			
	(3) 法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。		※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	
	ア 定款を事務所に備え置いているか。	A・B・C			法第34条の2第1項、第4項
	イ 定款の内容をインターネットを利用して公表しているか。	A・B・C			規則第2条の5 法第59条の2第1項第1号
	ウ 公表している定款は直近のものであるか。	A・B・C			規則第10条第1項
	2 登記	・当該法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされているか。		※(適・要検討・否)	表21
ア 登記事項（資産の総額を除く）について変更が生じた場合、2週間以内に変更登記をしているか。 ※ 登記を要する事項は以下のとおり ① 目的及び業務 ② 名称 ③ 事務所の所在場所 ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由 ⑥ 資産の総額		A・B・C			法第29条 組合等登記令
	イ 資産の総額については、会計年度終了後3か月以内に変更登記をしているか。 ※ 資産総額とは、財産目録記載の基本財産、運用財産及び公益・収益事業用財産を現金に評価し、これを加えたものから、負債を引いたものである。	A・B・C			

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	監査記入欄	別表資料	根拠法令等
3 事業	(1) 定款に従って事業を実施しているか。 ・ 定款に記載されているが実際は行っていない事業や、定款に登録せずに行っている事業はないか。 ※ 定款の変更を要しない事業として所管庁が認めた事業を除く。	A・B・C	※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	法第31条第1項
	(2) 「地域における公益的取組」実施しているか。 ・ 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活若しくは社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	表12	法第24条第2項 社援基発0123第1号
(社会福祉事業)	(3) 社会福祉事業を行うことを目的とする法人として適正に実施されているか。 ア 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであるか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	法第22条 法第26条第1項 審査基準第1の1(1) 平18障発第1018003号第2-2 平12老発第188号第2-2 平15社援発第0312001号 平27雇児発0903第6号
	イ 社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められていない用途に充てていないか。	A・B・C			
(公益事業)	(4) 社会福祉事業を行うために必要な資産を有しているか。 ・ 社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)		法第25条 審査基準第2の1、2(1) 審査要領第2の(3)、(4)、(6)、(7)
	(この項は当該法人が公益事業を行っている場合のみ記載する。) (5) 社会福祉事業を行うことを目的とする法人が行う公益事業として適正に実施されているか。 ア 社会福祉と関係があり、また、公益性があるものであるか。 (例示) ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業 イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業 ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業 エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業 オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業 カ 子育て支援に関する事業 キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業 ク ボランティアの育成に関する事業 ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等） コ 社会福祉に関する調査研究等	A・B・C	※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	法第26条第1項 審査基準第1の2(2) 審査要領第1の2

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	監査記入欄	別表資料	根拠法令等
	<p>サ 法第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件※を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）</p> <p>※ 法2条第2項各号及び第3項第1号から第9号までに規定する事業であって、常時保護を受ける者を入所させてその保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人（ただし、生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、児童福祉法に規定する小規模保育事業並びに障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち、就労継続支援A型及び離島等の地域で将来的に利用者の確保の見込みがないと見込まれると市長が認めた生活介護、自立訓練、就労移行支援B型を提供する事業所については10人）に満たないもの（令第1条、規則第1条）</p> <p>シ 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、介護医療院を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業</p> <p>ス 有料老人ホームを経営する事業</p> <p>セ 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の経営する事業</p> <p>ソ 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業（なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でない。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものである。）</p>				
(収益事業)	(この項は当該法人が収益事業を行っている場合のみ記載する。)				
	(6) 法に基づき適正に実施されているか。		※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	法第26条
ア	収益は、社会福祉事業又は政令で定める公益事業の経営に充てているか。	A・B・C			
イ	収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。	A・B・C			
	(7) 法人が行う事業として法令上認められるものであるか。		※(適・要検討・否)		
ア	法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものでないか。 ※ 法人の社会的信用を傷つける例は以下のとおり。 ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律にいう風俗営業及び風俗関連事業 ② 高利な融資事業 ③ ①又は②の事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業	A・B・C			審査基準第1の3(2)、(4)、(5) 審査要領第1の3(2)、(3)
イ	当該事業を行うことにより当該法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものでないか。 ※ 社会福祉事業の遂行を妨げる例は以下のとおり。 ① 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合 ② 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合	A・B・C			
ウ	事業規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。	A・B・C			

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	監査記入欄	別表資料	根拠法令等
第2 評議員、理事及び監事の状況					
1 評議員	<p>(1) 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款の定めるところにより、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者が選任されているか。 <p>(2) 評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。</p> <p>ア 欠格事由に該当する者が選任されていないか。</p> <p>※ 欠格事由（評議員となることができない者）は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法人 ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ④ ③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員 ⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 <p>イ 当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。</p> <p>ウ 当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係にある者が選任されていないか。</p> <p>※ 各評議員又は各役員と特殊の関係にある者の範囲は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 配偶者 ② 三親等以内の親族 ③ 厚生労働省令で定める者（規則第2条の7、第2条の8） <ol style="list-style-type: none"> i 当該評議員又は役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ii 当該評議員又は役員の使用人 iii 当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 iv ii又はiiiの配偶者 v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者 vi 当該評議員又は役員が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。） <p>（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。</p> vii 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。） viii 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人 <p>エ 実際に評議員会に参加できない者が名目的に選任されていないか。</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>	<p>※(適・要検討・否)</p> <p>※(適・要検討・否)</p>	<p>表4</p>	<p>法第39条</p> <p>法第40条第1項 第2項 第4項 第5項</p> <p>法第61条第1項 審査基準第3の1 (1)、(3)、(4)、(5)、(6)</p>

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	監査記入欄	別表資料	根拠法令等
	オ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか。	A・B・C			
	カ ※ この項目は社会福祉協議会のみ記載する。 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が評議員の総数の5分の1を超えて選任されていないか。	A・B・C			
	(3) 評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。 ・ 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えているか。 ※ 平成27年度決算における法人単位事業活動計算書のサービス活動収益が4億円以下の法人については、平成29年度から平成31年度までの間の3年間について適用される経過措置が設けられており、当該経過措置により評議員の数は4人以上であればよいこととされている（平成28年改正法附則第10条、平成28年改正政令第4条第1項）。なお、平成28年度に設立された法人については、その事業規模にかかわらず、この経過措置の対象となることとされている（同条第2項）。	A・B・C	※(適・要検討・否)	表4	法第40条第3項
2 理事 (定数)	(1) 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。 ア 定款に定める員数が選任されているか。 イ 定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。 ウ 欠員が生じていないか。	A・B・C A・B・C A・B・C	※(適・要検討・否)	表6	法第44条第3項 法第45条の7
(選任及び解任)	(2) 理事は法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。 ア 評議員会の決議により選任又は解任されているか。 イ 理事の解任は、法に定める解任事由に該当しているか。 ※ 法に定める解任事由は以下のとおり。 ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき ② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき ただし、理事が形式的に職務上の義務に違反し又は職務を懈怠したという事実や健康状態のみをもって解任することはできず、現に法人運営に重大な損害を及ぼし、又は、適正な事業運営を阻害するような、理事等の不適正な行為など重大な義務違反等がある場合に限定される	A・B・C A・B・C	※(適・要検討・否)	表5	法第43条第1項 法第45条の4
(適格性)	(3) 理事となることができない者又は適切ではない者が選任されていないか。 ア 欠格事由を有する者が選任されていないか。 (欠格事由については、本監査資料P4第2の1(2)ア参照。)	A・B・C	※(適・要検討・否)	表6	法第44条第1項により準用される法第40条第1項

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	監査記入欄	別表資料	根拠法令等
イ	<p>各理事について、特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか。</p> <p>※ 各理事と特殊の関係にある者の範囲は以下のとおり。</p> <p>① 配偶者</p> <p>② 三親等以内の親族</p> <p>③ 厚生労働省令で定める者（規則第2条の10）</p> <p>i 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>ii 当該理事の使用人</p> <p>iii 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</p> <p>iv ii又はiiiの配偶者</p> <p>v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者</p> <p>vi 当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。）</p> <p>（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。</p> <p>vii 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人 	A・B・C			<p>法第44条第6項</p> <p>法第61条第1項</p> <p>法第109条</p> <p>法第110条</p> <p>法第111条</p> <p>審査基準第3の1</p> <p>(1)、(3)、(4)、(5)、(6)</p>
ウ	実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。	A・B・C			
エ	地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、理事として参加していないか。	A・B・C			
オ	<p>※ この項目は社会福祉協議会のみ記載する。</p> <p>社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員総数の5分の1を超えて選任されていないか。</p>	A・B・C			
(4)	理事として含まれていなければならない者が選任されているか。		※(適・要検討・否)		
ア	社会福祉事業の経営に識見を有する者が選任されているか。	A・B・C			法第44条第4項
イ	当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が選任されているか。	A・B・C			
ウ	施設を設置している場合は、当該施設の管理者が選任されているか。	A・B・C			

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	監査記入欄	別表資料	根拠法令等	
(理事長)	(5) 理事長及び業務執行理事は理事会で選定されているか。		※(適・要検討・否)	表7	法第45条の13第3項 法第45条の16第2項	
	ア 理事会の決議で理事長を選定しているか。	A・B・C				
	イ (この項目は業務執行理事を置いている場合のみ記載する。) 業務執行理事の選定は理事会の決議で行われているか。	A・B・C				
3 監事 (定数)	(1) 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。		※(適・要検討・否)	表8	法第44条第3項 法第45条の7第2項 による第1項の準用	
	ア 定款に定める員数が選任されているか。	A・B・C				
	イ 定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。	A・B・C				
	ウ 欠員が生じていないか。	A・B・C				
	(選任及び解任)	(2) 法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。		※(適・要検討・否)	表5	法第43条第1項 法第43条第3項により 準用される一般法人 法第72条第1項 法第45条の4第1項 法第45条の9第7項第1号
		ア 評議員会の決議により選任されているか。	A・B・C			
		イ 評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか。	A・B・C			
	ウ 監事の解任は評議員会の特別決議によっているか。	A・B・C				
	(3)	監事となることができない者が選任されていないか。		※(適・要検討・否)	表8	法第44条第1項により 準用される法第40条 第1項、第40条第2 第44条第2項、第7項、 審査基準第3の1の (1)、(3)、(4)、(5)、(6)
ア 欠格事由を有する者が選任されていないか。 (欠格事由については、本監査資料P4第2の1(2)ア参照。)		A・B・C				
イ 評議員、理事又は職員を兼ねていないか。		A・B・C				
ウ 監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が含まれていないか。 ※ 各役員と特殊の関係にある者の範囲は以下のとおり。 ① 配偶者 ② 三親等以内の親族 ③ 厚生労働省令で定める者(規則第2条の11)		A・B・C				

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	監査記入欄	別表資料	根拠法令等
	<p>i 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>ii 当該役員の使用人</p> <p>iii 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</p> <p>iv ii 又はiiiの配偶者</p> <p>v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者</p> <p>vi 当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。）</p> <p>（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。</p> <p>vii 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。）</p> <p>viii 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）</p> <p>ix 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人 				
	エ 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。	A・B・C			
	オ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に監事に就任していないか。	A・B・C			
	カ ※ この項目は社会福祉協議会のみ記載する。 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の5分の1を超えて選任されていないか。	A・B・C			審査基準第3の1(1)
	(4) 法に定める者が含まれているか。		※(適・要検討・否)		
	・ 社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が含まれているか。	A・B・C			法第44条第5項
4 評議員、理事及び監事の報酬	(1) 評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。		※(適・要検討・否)	なし	法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条
	・ 評議員の報酬等の額が定款で定められているか。	A・B・C		(実地確認)	
(報酬)	(2) 理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。		※(適・要検討・否)		法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条
	・ 理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。	A・B・C			

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	監査記入欄	別表資料	根拠法令等
(報酬等支給基準)	(3) 監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。 ア 監事の報酬等が定款又は評議員会の決議によって定めているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)		法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項、第2項
	イ 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議によって定められているか。	A・B・C			
(報酬の支給)	(4) 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか ア 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。 ※ 定めるべき支給基準は以下のとおり。 ① 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分 ② 報酬等の金額の算定方法 ③ 支給の方法 ④ 支給の形態	A・B・C	※(適・要検討・否)		法第45条の35第1項、第2項 規則第2条の42
	イ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を公表しているか。 (公表の方法については、インターネットの利用により行う。)	A・B・C		表19	法第59条の2第1項第2号 規則第10条
(報酬等の総額の公表)	(5) 役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。 ア 評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	表4	法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条 法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条
	イ 役員等の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。	A・B・C		表6 表8	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項 法第45条の35第1項、第2項 規則第2条の42
(報酬等の総額の公表)	(6) 役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表しているか。 ・ 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額について、現況報告書に記載の上、公表しているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	法第59条の2第1項第3号 規則第2条の41 規則第10条

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	監査記入欄	別表資料	根拠法令等
第3 評議員会、理事会及び監査の状況					
1 評議員会 (招集・運営)	(1) 評議員会の招集が適正に行われているか。		※(適・要検討・否)	表5	
	ア 評議員会の招集通知を期限(評議員会の1週間前(又は定款に定めた期間))までに評議員に発しているか。	A・B・C			
	イ 招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっているか。 ※ 招集通知に記載しなければならない事項は以下のとおり。 ① 評議員会の日時及び場所 ② 評議員会の目的である事項がある場合は当該事項 ③ 評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合はその旨)	A・B・C		表7	法第45条の9第1項、法第45条第10項により準用される一般法人法第181条、第182条、法第45条の29、規則第2条の12
	ウ 定時評議員会が毎会計年度終了後一定の時期に招集されているか。	A・B・C		表5	
	(2) 決議が適正に行われているか。		※(適・要検討・否)		
	ア 決議に必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。 ※ 評議員会で決議を行うためには、議決に加わることができる評議員の過半数(定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上)の出席が必要。 なお、この「議決に加わることができる評議員」には、当該決議に特別の利害関係を有する評議員(法第45条の9第8項)は含まれない。 ・普通決議(特別決議以外の決議)：出席者の過半数(定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上)の賛成 ・特別決議：議決に加わることができる評議員の3分の2(定款で3分の2を上回る割合を定めた場合にはその割合)以上の賛成	A・B・C			法第45条の9第6項から第8項まで 法第45条第10項により準用される一般法人法第194条第1項、第195条
	イ 決議が必要な事項について、決議が行われているか。 ※ 評議員会の決議が必要な事項は以下のとおり。 ① 理事、監事、会計監査人の選任及び解任 ② 理事、監事の報酬等の決議(定款に報酬等の額を定める場合を除く。) ③ 理事等の責任の免除 ④ 役員報酬等基準の承認 ⑤ 計算書類の承認 ⑥ 定款の変更 ⑦ 解散の決議 ⑧ 合併の承認 ⑨ 社会福祉充実計画の承認	A・B・C			
	ウ 特別決議は必要数の賛成をもって行われているか。 ※ 特別決議によって行われることが必要な議案は以下のとおり。 ① 監事の解任、② 役員等の損害賠償責任の一部免除、③ 定款変更 ④ 法人の解散、⑤ 法人の合併契約の承認	A・B・C			
	エ 決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか。	A・B・C			
	オ 評議員会の決議があったとみなされた場合(決議を省略した場合)や評議員会への報告があったとみなされた場合(報告を省略した場合)に、評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。	A・B・C			

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	監査記入欄	別表資料	根拠法令等
	<p>(3) 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。</p> <p>ア 厚生労働省令に定めるところにより、議事録を作成しているか。</p> <p>※ 議事録の記載事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開催された評議員会の内容に関する議事録の記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法（例：テレビ会議）を含む。） ② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果 ③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名 ④ 法の規定に基づき評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 <ul style="list-style-type: none"> i 監事による監事の選任若しくは解任又は辞任に関する意見 ii 監事を辞任した者による監事を辞任した旨及びその理由（辞任後最初に開催される評議員会に限る。） iii 会計監査人による会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任に関する意見 iv 会計監査人を辞任した又は解任された者による会計監査人を辞任した旨及びその理由又は解任についての意見（辞任又は解任後最初に開催される評議員会に限る。同上） v 監事による理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録、その他の資料が法令若しくは定款に違反し、若しくは不当な事項があると認める場合の調査結果 vi 監事による監事の報酬等についての意見 vii 会計監査人による法人の計算書類及び附属明細書が法令又は定款に適合するかどうかについて、監事と意見を異にするときの意見 viii 定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときの会計監査人の意見 ⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称 ⑥ 議長の名（議長が存する場合に限る。） ⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 <p>○ 評議員会の決議を省略した場合（評議員会の決議があったとみなされた場合）の議事録の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 決議を省略した事項の内容 ② 決議を省略した事項の提案をした者の氏名 ③ 評議員会の決議があったものとみなされた日 ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 <p>なお、この場合は、全評議員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録を事務所に備え置くだけでなく、内容について評議員会の議事録に記載しなければならないことに留意すること。</p> <p>○ 理事の評議員会への報告を省略した場合（報告があったとみなされた場合）の議事録の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容 ② 評議員会への報告があったものとみなされた日 ③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 <p>なお、この場合は、全評議員の同意の意思表示に係る書面等を事務所に備え置く必要はないこと。</p>	A・B・C	※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	<p>法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項、第2項 法第45条の11第1項から第3項まで 規則第2条の15</p>

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	監査記入欄	別表資料	根拠法令等
	イ 議事録を法人の事務所に法定の期間備え置いているか。 ※ 期間：評議員会の日から法人の主たる事務所に10年間、従たる事務所に5年間	A・B・C	※(適・要検討・否)	表9 表11 表7 表5	法第45条の19 法第45条の30 法第45条の31 規則第2条の39 規則第2条の40
	ウ 評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）に、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に法定の期間備え置いているか。 ※ 期間：決議があったとみなされた日から10年間	A・B・C			
	(4) 決算手続は法令及び定款の定めに従い適正に行われているか。	A・B・C			
	ア 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について、監事の監査を受けているか。	A・B・C			
	イ 会計監査人設置法人は、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について会計監査人の監査を受けているか。	A・B・C			
	ウ 計算書類及び附属明細書並びに財産目録は理事会の承認を受けているか。	A・B・C			
	エ 会計監査人設置法人以外の法人は、計算書類及び財産目録について定時評議員会の承認を受けているか。	A・B・C			
	オ 会計監査人設置法人は、計算書類及び財産目録を定時評議員会に報告しているか。	A・B・C			
2 理事会 (審議状況)	(1) 理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。		※(適・要検討・否)	表7	法第45条の14第1項 法第45条第9項により準用される一般法人法第94条第1項、第2項
	ア 権限を有する者が招集しているか。	A・B・C			
	イ 各理事及び各監事に対して、期限（理事会の日の1週間前（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつてはその期間））までに招集の通知をしているか。	A・B・C			
	ウ 招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われているか。	A・B・C			
	(2) 理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。		※(適・要検討・否)	表7	法第45条の14第4項 第5項
	ア 決議に必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもってにより行われているか。	A・B・C			
	イ 決議が必要な事項について、決議が行われているか。 ※ 理事会で決議すべき事項は以下のとおり。 ① 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定 ② 理事長及び業務執行理事の選定及び解職 ③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任 ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 ⑤ 内部管理体制の整備（特定社会福祉法人のみ） ⑥ 競業及び利益相反取引の承認 ⑦ 計算書類及び事業報告等の承認 ⑧ 役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限る。） ⑨ その他重要な業務執行の決定（理事長等に委任されていない業務執行の決定）	A・B・C			
	ウ 決議について特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか。	A・B・C			
	エ 理事会で評議員の選任又は解任の決議が行われていないか。	A・B・C			
	オ 書面による議決権の行使が行われていないか。	A・B・C			
	A・B・C				

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	監査記入欄	別表資料	根拠法令等	
(記録)	(3) 理事への権限の委任は適切に行われているか。		※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	法第45条の13第4項	
	ア 理事に委任できない事項が理事に委任されていないか。 ※ 理事に委任することができない事項は以下のとおり。 ①重要な財産の処分及び譲受け ②多額の借財 ③重要な役割を担う職員の選任及び解任 ④従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 ⑤内部管理体制の整備 ⑥役員等の損害賠償責任の一部免除	A・B・C				
	イ 理事に委任される範囲が明確になっているか。	A・B・C				
	(4) 法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。 ・ 実際に開催された理事会において、必要な回数以上報告がされているか。	A・B・C		※(適・要検討・否)		法第45条の16第3項
	(5) 法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。			※(適・要検討・否)		法第45条の14第6項 第7項 法第45条の15第1項 規則第2条の17
ア 法令で定めるところにより議事録が作成されているか。 ※ 議事録の記載事項は以下のとおり。 ① 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法（例：テレビ会議）を含む。） ② 理事会が次に掲げるいずれかに該当するときは、その旨 i 招集権者以外の理事が招集を請求したことにより招集されたもの ii 招集権者以外の理事が招集したもの iii 監事が招集を請求したことにより招集されたもの iv 監事が招集したもの ③ 理事会の議事の経過の要領及びその結果 なお、理事会の決議に参加した理事であって、議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定されることから、議事録においては、決議に関する各理事の賛否について正確に記録される必要がある。 ④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名 ⑤ 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 i 競業又は利益相反取引を行った理事による報告 ii 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときの監事の報告 iii 理事会において、監事が必要であると認めた場合に行う監事の意見 ⑥ 理事長が定款の定めにより議事録署名人とされている場合の、理事長以外の出席した理事の氏名 ⑦ 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称（監査法人の場合） ⑧ 議長の氏名（議長が存する場合） ○ 理事全員の同意により理事会の決議を省略した場合は、理事会において実際の決議があったものではないが、次の事項を議事録に記載する。 ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容 ② ①の事項の提案をした理事の氏名 ③ 理事会の決議があったものとみなされた日 ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名	A・B・C					

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	監査記入欄	別表資料	根拠法令等
(債権債務の状況)	○ 理事、監事及び会計監査人が、理事会への報告事項について報告を要しないこととされた場合は、理事会において実際に報告があったものではないが、次の事項を議事録に記載する。 ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容 ② 理事会への報告を要しないものとされた日 ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名				
	イ 議事録に、法令又は定款で定める議事録署名人の署名又は記名押印がされているか。	A・B・C			
	ウ 議事録が電磁的記録で作成されている場合、必要な措置をしているか。 ※ 電磁的記録により作成する場合には、署名又は記名押印の代わりに電子署名をすることが必要	A・B・C			
	エ 議事録又は同意の意思表示の書面等を主たる事務所に必要な期間備え置いているか。 ・ 議事録：理事会の日から10年間 ・ 理事全員の同意の意思表示（理事会の議決を省略した場合）：理事会の決議があったものとみなされた日から10年間	A・B・C			
(6) 借入は、適正に行われているか。 借入（多額の借財に限る。）は、理事会の決議を受けて行われているか。	A・B・C		※(適・要検討・否)	表10	法第45条の13第4項第2号
3 監事監査	ア 法令に定めるところにより業務を行っているか。 理事の職務の執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しているか。 ※1 会計監査人非設置法人の計算関係書類についての監査報告の内容及び手続は以下のとおり。 【監査報告の内容】 ① 監事の監査の方法及びその内容 ② 計算関係書類が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見 ③ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由 ④ 追記情報 i 会計方針の変更 ii 重要な偶発事象 iii 重要な後発事象のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項（規則第2条の27第2項） ⑤ 監査報告を作成した日 【手続】 ・ 特定監事（注1）は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事（注2）に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない（規則第2条の28第1項）。 ① 計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日 ② 計算書類の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日 ③ 特定理事及び特定監事が合意により定めた日（合意がある場合）	A・B・C		※(適・要検討・否) 表9	法第45条の18第1項 法第45条の28第1項第2項 規則第2条の26から第2条の28まで 規則第2条の31 規則第2条の34から第2条の37まで

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	監査記入欄	別表資料	根拠法令等
	<p>(注1) 監査報告の内容を通知すべき監事を定めたときはその監事、定めていない場合は全ての監事をいう(以下同様)。</p> <p>(注2) 監査報告の通知を受ける理事を定めた場合は当該理事、定めていない場合は書類の作成に関する職務を行った理事をいう(以下同様)。</p> <p>※2 会計監査人設置法人の計算関係書類についての監査報告の内容及び手続は以下のとおり。</p> <p>【監査報告の内容】</p> <p>① 監事の監査の方法及びその内容</p> <p>② 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由(会計監査報告を期限までに受領していない場合はその旨)</p> <p>③ 重要な後発事象(会計監査報告の内容となっているものを除く。)</p> <p>④ 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項</p> <p>⑤ 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</p> <p>⑥ 監査報告を作成した日</p> <p>【手続】</p> <p>・ 特定監事は、次に掲げる日のうちいずれか遅い日までに、特定理事及び会計監査人に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない(規則第2条の34第1項)。</p> <p>① 会計監査報告を受領した日から1週間を経過した日</p> <p>② 特定理事及び特定監事が合意により定めた日(合意がある場合)</p> <p>※3 事業報告等に係る監査については以下のとおり。</p> <p>【監査報告等の内容】</p> <p>① 監事の監査の方法及びその内容</p> <p>② 事業報告等が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見</p> <p>③ 当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>④ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</p> <p>⑤ 監査に関連する内部管理体制に関する決定又は決議がある場合に、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由</p> <p>⑥ 監査報告を作成した日</p> <p>【手続】</p> <p>・ 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、事業報告等についての監査報告の内容を通知しなければならない(規則第2条の37第1項)。</p> <p>① 事業報告を受領した日から4週間を経過した日</p> <p>② 事業報告の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日</p> <p>③ 特定理事及び特定監事が合意により定めた日(合意がある場合)</p>	A・B・C			
イ	理事会への出席義務を履行しているか。	A・B・C		表7	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条から第102条まで

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	監査記入欄	別表資料	根拠法令等
第4 会計監査人・内部管理体制の状況 （本項目は該当する社会福祉法人のみ記載すること）					
1 会計監査人	(1) 会計監査人は定款の定めにより設置されているか。		※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	法第36条第2項 法第37条 令第13条の3 (参考)法第45条の6 第3項
	ア 特定社会福祉法人※が、会計監査人の設置を定款に定めているか。 ※ 事業規模が政令で定める基準を超える法人をいう。 政令においては、内部管理体制の整備が義務付けられる法人の事業規模について、平成29年度・30年度は法人単位事業活動計算書の年間のサービス活動収益の額が30億円を超える法人又は貸借対照表の負債の額が60億円を超える法人と規定している（以下同様）。	A・B・C			
	イ 会計監査人の設置を定款に定めた法人が、会計監査人を設置しているか。	A・B・C			
	ウ 会計監査人が欠けた場合、遅滞なく会計監査人を選任しているか。	A・B・C			
	(2) 法令に定めるところにより選任されているか。 ・ 評議員会の決議により適切に選任等がされているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)		法第43条第1項 法第43条第3項により 準用される一般法人 法第73条第1項
	(3) 法令に定めるところにより会計監査を行っているか。		※(適・要検討・否)	表11	法第45条の19第1 項、第2項
	ア 省令に定めるところにより会計監査報告を作成しているか。 ※ 会計監査報告の記載事項は以下のとおり（規則第2条の30）。 ① 会計監査人の監査の方法及びその内容 ② 監査意見（法人単位の計算書類及びそれらに対応する附属明細書が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見） （i）無限定適正意見、（ii）除外事項を付した限定付適正意見、（iii）不適正意見、（iv）意見不表明 ③ 追記情報 （i）継続事業の前提に関する事項の注記に係る事項、（ii）会計方針の変更、（iii）重要な偶発事象 （iv）重要な後発事象 ④ 会計監査報告を作成した日	A・B・C			
イ 財産目録を監査し、その監査結果を会計監査報告に併せて記載又は記録しているか。	A・B・C		なし (実地確認)		
(4) 会計監査人の報酬等が法令に定めるところにより定められているか。 ・ 会計監査人の報酬等を定める場合に、監事の過半数の同意を得ているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)		法第45条の19第6項 により準用される一 般法人法第110条	
2 内部管理体制	・ 特定社会福祉法人において、内部管理体制が整備されているか。		※(適・要検討・否)	なし	法第45条の13第5項 令第13条の3
	ア 内部管理体制が理事会で決定されているか。	A・B・C		(実地確認)	

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	監査記入欄	別表資料	根拠法令等
	イ 内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。 ※ 内部管理体制として決定しなければならない事項は以下のとおり。 ① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 ③ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 ④ 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 ⑤ 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項 ⑥ ⑤の職員の理事からの独立性に関する事項 ⑦ 監事の⑤の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項 ⑧ 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制 ⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 ⑩ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 ⑪ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制	A・B・C			規則第2条の16
第5 人事管理、資産管理の状況					
1 人事管理	・ 法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。		※(適・要検討・否)		
	ア 重要な役割を担う職員の選任及び解任は、理事会の決議を経て行われているか。	A・B・C		表7	法第45条の13第4項第3号
	イ 職員の任免は適正な手続により行われているか。	A・B・C		なし (実地確認)	

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	監査記入欄	別表資料	根拠法令等
2 資産管理 (基本財産)	(1) 基本財産の管理運用が適切になされているか。		※(適・要検討・否)	表13	法第25条 審査基準第2の1(1)
	ア 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載されているか。また、当該不動産の所有権の登記がなされているか。	A・B・C		表14 表17	
	イ 所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。	A・B・C			
(基本財産以外 の財産)	ウ 基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるものにより行われているか。 ※ 次のような財産又は方法で管理運用することは原則として適当ではない。 ① 価格変動の激しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債権等） ② 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等） ③ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産） ④ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）	A・B・C			
	(2) 基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。		※(適・要検討・否)		審査基準第2の2の(2) 審査基準第2の3の(2)
	ア 基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたって、安全、確実な方法で行われているか。	A・B・C			
イ その他財産のうち社会福祉事業の存続要件となっているものの管理が適正にされ、その処分がみだりに行われていないか。	A・B・C				
(株式保有)	(3) 株式の保有は適切になされているか。		※(適・要検討・否)	表15	審査基準第2の3(2) 審査要領第2の(8)から(11)
	ア 株式の保有が法令上認められるものであるか。 ※ 株式の保有は、原則として、次に掲げる①～③の場合に限られるが、保有が認められる場合であっても、法人の非営利性の担保の観点から、法人が営利企業を実質的に支配することがないよう、営利企業の全株式の2分の1を超えて保有してはならない。 ① 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。 ② 基本財産として寄附された場合（設立後に寄附されたものも含む。） ③ 未公開株のうち次の要件を満たすもの ・ 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること ・ 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること ・ 未公開株への抛出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること	A・B・C	表16		

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	監査記入欄	別表資料	根拠法令等
(借用財産)	イ 株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）に、所轄庁に必要書類の提出をしているか。 ※ 対象となる営利企業の概要として、事業年度末現在の以下に定める事項を記載した書類を提出する必要がある。 ①名称 ②事業所の所在地 ③資本金等 ④事業内容 ⑤役員の数及び代表者の氏名 ⑥従業員の数 ⑦当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合 ⑧保有する理由 ⑨当該株式等の入手日 ⑩当該社会福祉法人と当該営利企業との関係（人事、取引等）	A・B・C			審査基準2の1(1) (2)のエ、オ、キ
	(4) 不動産を借用している場合、適正な手続きを行っているか。		※(適・要検討・否)	表13	
	ア 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けているか。	A・B・C		表14	
	イ 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされているか。	A・B・C			
第6 その他					
1 その他 (特別の利益供与の禁止)	(1) 社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。 ・ 評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。 ※ 特別の利益を与えてはならない関係者の範囲は以下のとおり。 ① 当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員 ② ①の配偶者又は三親等内の親族 ③ ①②と事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ ①から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者 ⑤ 当該法人の設立者が法人である場合は、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として省令で定める者（規則第1条の3） i 法人が事業活動を支配する法人 当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合（注）における当該他の法人（第三項各号において「子法人」という。）とする。 ii 法人の事業活動を支配する者 一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合（注）における当該一の者とする。 （注）財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合は次のとおり。 ① 一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合 ② 評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合 i 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員 ii 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の職員 iii 当該評議員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であった者 iv 一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて選任された者 v 当該評議員に就任した日前五年以内に一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて当該法人の評議員に選任されたことがある者	A・B・C	※(適・要検討・否)	なし	法第27条 令第13条の2 規則第1条の3

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	監査記入欄	別表資料	根拠法令等
(社会福祉充実計画)	(2) 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。 ・ 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	表18	法第55条の2第11項
(情報の公表)	(3) 法令に定める情報の公表を行っているか。 ・ 法令に定める事項について、インターネットを利用して公表しているか。 (注) インターネットの利用により公表しなければならない事項は以下のとおり ・ 定款の内容（所轄庁に法人設立若しくは変更の認可を受けたとき又は変更の届出を行ったとき） ・ 役員等報酬基準（評議員会の承認を受けたとき） ・ 法第59条による届出をした書類のうち、厚生労働省令で定める書類の内容（注）（届出をしたとき） (注1) 厚生労働省令で定める書類（規則第10条第3項）。 ・ 計算書類 ・ 役員等名簿 ・ 現況報告書	A・B・C	※(適・要検討・否)	表19	法第59条の2 規則第10条

項目	指導監査事項及び着眼点	自主点検結果	監査記入欄	別表資料	根拠法令等
(その他)	<p>(4) 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。 <p>(5) 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。 <p>※1 苦情解決の体制整備としては、苦情解決の責任主体を明確にするための苦情解決責任者の設置、職員の中から苦情受付担当者を任命するとともに、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、複数の第三者委員（注1）を設置し、法人が経営する全ての事業所・施設の利用者が第三者委員を活用できる体制を整備する。</p> <p>（注1）第三者委員には、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること、世間からの信頼性を有する者であることが求められるものであり、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士などが想定される。なお、法人の関係者であっても、法人の業務執行や福祉サービスの提供に直接関係しない者（評議員、監事等）については、認められる。</p> <p>※2 苦情解決の手順の例としては、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 施設内への掲示、パンフレットの配布等による利用者に対する苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについての周知 苦情受付担当者又は第三者委員による利用者等からの苦情受付、苦情の受付内容と対応方法の記録 受け付けた苦情の苦情解決責任者及び第三者委員への報告（苦情申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合を除く） 苦情解決責任者による苦情申出人との話し合いによる解決（苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。） ④で解決できない場合は第三者委員の立ち会い 「事業報告書」や「広報誌」等実績を公表（個人情報に関するものを除く。） <p>(6) 法人印及び代表印の管理について、管理が充分に行われているか。</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>	<p>※(適・要検討・否)</p> <p>※(適・要検討・否)</p> <p>※(適・要検討・否)</p>	<p>表1</p> <p>表20</p> <p>表2</p>	<p>法第78条第1項</p> <p>法第82条</p> <p>平13社援発第1275号</p>
2 前回指導監査指摘事項の改善	<ul style="list-style-type: none"> 前回の指導監査で改善報告書の提出を要する指摘事項、改善報告書の提出を要しない指摘事項について改善を図っているか。 監事は、前回指導監査の指摘事項について監事監査で監査し、未改善の事項は改善するよう指摘しているか。 	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>	<p>※(適・要検討・否)</p>	<p>表2</p>	

別 表	法人名	社会福祉法人 ○○○○○	指導監査年月日	年 月 日
-----	-----	--------------	---------	-------

表 1

事業の状況

(資料作成日現在)

事業	施設・事業の種別	施設（事業所）名	定員	職員数	事業開始年月日	福祉サービス第三者評価を受審した年（過去5年）	ISO9001を取得又は更新した年（過去5年）
第1種社会福祉事業	※数が多くなる場合は行を追加してください。						
第2種社会福祉事業							
公益事業							
収益事業							

表 2

前回指導監査で指摘された事項の改善状況（法人の組織運営に関する事項）

（資料作成日現在）

指導監査における指摘事項	改善状況
改善状況報告書の提出を要する指摘事項（文書指摘） 1 2 3	
改善状況報告書の提出を要しない指摘事項（口頭指摘） 1 2 3	

（注） 前回指導監査の際、法人の組織運営について指摘された事項について、どのように改善されたかを詳細に記入すること。

表 3

前回の指導監査以降に行った定款変更の状況

(資料作成日現在)

評議員会の議決年月日	市の認可(届出受理)年月日	主な変更内容
年 月 日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	

表4

評議員の状況（その1）

（資料作成日現在）

定数	人	現員数	人	欠員数	人
----	---	-----	---	-----	---

	氏名	満年齢 歳	直近又は現在の職歴 (会社名・役職名) 就任(採用)年月日	住所 (市町村名のみ)	評議員会 出席回数	任期 自年月日 至年月日	最初の就任年月日 評議員としての 通算年月数	評議員報酬の 年間支給額	
								前年度 千円	本年度見込 千円
現 在 の 評 議 員				回	/ / S / /	/ / (年 月)	千円	千円
				回	/ / S / /	/ / (年 月)	千円	千円
				回	/ / S / /	/ / (年 月)	千円	千円
				回	/ / S / /	/ / (年 月)	千円	千円
				回	/ / S / /	/ / (年 月)	千円	千円
				回	/ / S / /	/ / (年 月)	千円	千円
				回	/ / S / /	/ / (年 月)	千円	千円
				回	/ / S / /	/ / (年 月)	千円	千円

表4

評議員の状況（その2）

（資料作成日現在）

前回監査日以降に退任した評議員					/ /	/ /	千円	千円
					）			
				回	/ /	（ 年 月）		
					/ /	/ /	千円	千円
				回	/ /	（ 年 月）		
					/ /	/ /	千円	千円
					）			
			回	/ /	（ 年 月）			
					/ /	/ /	千円	千円
					）			
			回	/ /	（ 年 月）			
					/ /	/ /	千円	千円
					）			
			回	/ /	（ 年 月）			

（注）1 「評議員会出席回数」欄は前年度から当年度までの間における評議員会（表5に記載した評議員会）への出席状況を記入すること。
（決議の省略を行った場合は、出席とみなして差し支えない。）

- 2 「職歴」欄は、勤務先、役職等できるだけ具体的に記入し、公職にある者は公職名も記入すること。（例）「〇〇医院院長」、「〇〇市議会議員」、「（株）〇〇代表取締役」
- 3 「評議員報酬の年間支給額」欄は、報酬を支払っている場合に年間支給総額を記入すること。ただし、旅費等の実費弁償は含まない。

表5

評議員会の開催状況

（資料作成日現在）

開催年月日	招集通知年月日	出席評議員数	欠席評議員氏名	決議（報告）事項省略の有無	議題
年 月 日	年 月 日	人		有 ・ 無	1. 2. 3.
年 月 日	年 月 日	人		有 ・ 無	1. 2. 3.
年 月 日	年 月 日	人		有 ・ 無	1. 2. 3.

（注）1 前年度から当年度までの間における評議員会の開催状況を記入すること。

2 「招集通知年月日」欄は、招集通知を発出した日を記入すること。なお、招集通知を省略した場合は空欄とすること。

3 「決議（報告）事項省略の有無」欄は、決議もしくは報告すべき事項について、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、決議もしくは報告があったものとみなした事項の有無について記入すること。

表6

理事の状況（その1）

（資料作成日現在）

定数	人	現員数	人	欠員数	人
----	---	-----	---	-----	---

	現役職名	氏名	満年齢	直近又は現在の職歴 (会社名・役職名) 就任(採用)年月日	住所 (市町村 名のみ)	理事会 出席回数	任期 自年月日 至年月日	最初の就任年月日 役員としての 通算年月数	親族等特殊な 関係の有無 (氏名と続柄)	要件 (該当する番号に○)	役員報酬(手当)の 年間支給額			
											前年度	本年度見込		
											千円	千円		
現 在 の 理 事	理事長		歳		実地	回	/ /	/ /	有・無	1 社会福祉事業経営に識見を有する者	千円	千円	
						書面	回	/ /	(年 月)	()	2 福祉に関する実情に通じている者			
						実地	回	/ /	/ /	有・無	1 社会福祉事業経営に識見を有する者	千円	千円
							書面	回	/ /	(年 月)	()	2 福祉に関する実情に通じている者		
						実地	回	/ /	/ /	有・無	1 社会福祉事業経営に識見を有する者	千円	千円
							書面	回	/ /	(年 月)	()	2 福祉に関する実情に通じている者		
						実地	回	/ /	/ /	有・無	1 社会福祉事業経営に識見を有する者	千円	千円
							書面	回	/ /	(年 月)	()	2 福祉に関する実情に通じている者		
						実地	回	/ /	/ /	有・無	1 社会福祉事業経営に識見を有する者	千円	千円
書面							回	/ /	(年 月)	()	2 福祉に関する実情に通じている者			
					実地	回	/ /	/ /	有・無	1 社会福祉事業経営に識見を有する者	千円	千円	
						書面	回	/ /	(年 月)	()	2 福祉に関する実情に通じている者			
					実地	回	/ /	/ /	有・無	1 社会福祉事業経営に識見を有する者	千円	千円	
						書面	回	/ /	(年 月)	()	2 福祉に関する実情に通じている者			

表6

理事の状況（その2）

（資料作成日現在）

前回監査日以降に退任した理事					実地	回	/	/	/	/	有・無	1 社会福祉事業経営に識見を有する者	千円	千円	
							∫			(年 月)	()	2 福祉に関する実情に通じている者			
						書面	回	/	/	(年 月)	()	3 施設の管理者			
						実地	回	/	/	/	/	有・無	1 社会福祉事業経営に識見を有する者	千円	千円
								∫			()	2 福祉に関する実情に通じている者			
						書面	回	/	/	(年 月)	()	3 施設の管理者			
						実地	回	/	/	/	/	有・無	1 社会福祉事業経営に識見を有する者	千円	千円
								∫			()	2 福祉に関する実情に通じている者			
						書面	回	/	/	(年 月)	()	3 施設の管理者			
						実地	回	/	/	/	/	有・無	1 社会福祉事業経営に識見を有する者	千円	千円
								∫			()	2 福祉に関する実情に通じている者			
						書面	回	/	/	(年 月)	()	3 施設の管理者			

- (注) 1 「理事会出席回数」欄は前年度から当年度までの間における理事会（表7に記載した理事会）への出席状況を記入すること。
 （決議の省略を行った場合は、出席とみなして差し支えない。）
- 2 「職歴」欄は、勤務先、役職等できるだけ具体的に記入し、公職にある者は公職名も記入すること。（例）「〇〇医院院長」、「〇〇市議会議員」、「(株)〇〇代表取締役」
- 3 「親族等特殊な関係」欄は、各役員について親族等の特殊な関係を記入し、特殊な関係がない場合は「無」に〇印を記入すること。
 なお、親族とは民法に定める①6親等内の血族、②配偶者、③3親等内の姻族をいう。
 また、同じ法人（他の社会福祉法人を含む）の役員同士または役員と従業員等の関係は、「特殊な関係」に当たるので特に注意すること。
 （例）「理事〇〇が役員をしている△△株式会社の従業員」
- 4 「要件」欄は、理事選任要件の該当する番号に〇印を記入すること。
- 5 「役員報酬（手当）の年間支給額」欄は、報酬（手当）の年間支給総額を記入すること。ただし、旅費等の実費弁償は含まない。

表7

理事会の開催状況

(資料作成日現在)

開催年月日	招集通知年月日	出席役員数	欠席役員氏名	決議の省略の有無	議題
年 月 日	年 月 日	理事 人 監事 人	理事 監事	有 ・ 無	1. 2. 3.
年 月 日	年 月 日	理事 人 監事 人	理事 監事	有 ・ 無	1. 2. 3.
年 月 日	年 月 日	理事 人 監事 人	理事 監事	有 ・ 無	1. 2. 3.
年 月 日	年 月 日	理事 人 監事 人	理事 監事	有 ・ 無	1. 2. 3.
年 月 日	年 月 日	理事 人 監事 人	理事 監事	有 ・ 無	1. 2. 3.
年 月 日	年 月 日	理事 人 監事 人	理事 監事	有 ・ 無	1. 2. 3.
年 月 日	年 月 日	理事 人 監事 人	理事 監事	有 ・ 無	1. 2. 3.

(注) 1 前年度から当年度までの間における理事会の開催状況を記入すること。

2 「招集通知年月日」欄は招集通知を发出した日を記入すること。なお、招集通知を省略した場合は記入不要。

表 8

監事の状況

定数	人	現員数	人	欠員数	人
----	---	-----	---	-----	---

(資料作成日現在)

	役職名	氏名	満年齢	直近又は現在の職歴 (会社名・役職名) 就任(採用)年月日	住所 (市町村名のみ)	理事会 評議員会 出席回数	任期 自年月日 至年月日	最初の就任年月日 役員としての 通算年月数	親族等特殊な 関係の有無 (氏名と続柄)	要件 (該当する番号に○)	役員報酬(手当)の 年間支給額	
											前年度	本年度見込
現在の 監事	監事		歳		理) 回 / / 評) 回 / /	/ / S (年 月)	/ / () ()	有・無 () ()	1 社会福祉事業経営に識見を有する者 2 財務管理に識見を有する者	千円	千円
	監事				理) 回 / / 評) 回 / /	/ / S (年 月)	/ / () ()	有・無 () ()	1 社会福祉事業経営に識見を有する者 2 財務管理に識見を有する者	千円	千円
	監事				理) 回 / / 評) 回 / /	/ / S (年 月)	/ / () ()	有・無 () ()	1 社会福祉事業経営に識見を有する者 2 財務管理に識見を有する者	千円	千円
前 退 任 監 査 日 監 事 に 降 に	監事				理) 回 / / 評) 回 / /	/ / S (年 月)	/ / () ()	有・無 () ()	1 社会福祉事業経営に識見を有する者 2 財務管理に識見を有する者	千円	千円
	監事				理) 回 / / 評) 回 / /	/ / S (年 月)	/ / () ()	有・無 () ()	1 社会福祉事業経営に識見を有する者 2 財務管理に識見を有する者	千円	千円
	監事				理) 回 / / 評) 回 / /	/ / S (年 月)	/ / () ()	有・無 () ()	1 社会福祉事業経営に識見を有する者 2 財務管理に識見を有する者	千円	千円

(注) 1 「理事会・評議員会出席回数」欄は前年度から当年度までの間における理事会・評議員会(表7に記載した理事会及び表5に記載した評議員会)への出席状況を記入すること。
(決議の省略を行った場合は、出席とみなして差し支えない。)

2 「職歴」欄は、勤務先、役職等できるだけ具体的に記入し、公職にある者は公職名も記入すること。(例)「〇〇医院院長」、「〇〇市議会議員」、「(株)〇〇代表取締役」

3 「親族等特殊な関係」欄は、各役員について親族等の特殊な関係を記入し、特殊な関係がない場合は「無」に○印を記入すること。

なお、親族とは民法に定める①6親等内の血族、②配偶者、③3親等内の姻族をいう。

また、同じ法人(他の社会福祉法人を含む)の役員同士または役員と従業員等の関係は、「特殊な関係」に当たるので特に注意すること。

(例)「監事(理事)〇〇が役員をしている△△株式会社の従業員」

4 「要件」欄は、監事選任要件の該当する番号に○印を記入すること。

5 「役員報酬(手当)の年間支給額」欄は、報酬(手当)の年間支給総額を記入すること。ただし、旅費等の実費弁償は含まない。

表 9

監事監査の実施状況

(資料作成日現在)

実施年月日	監査報告作成日	監査報告通知日	実施監事氏名	監事意見、指摘事項等	監事意見を受けて改善を図った事項
年 月 日	年 月 日	年 月 日			
年 月 日	年 月 日	年 月 日			
年 月 日	年 月 日	年 月 日			

(注) 1 前々年度の決算監査以降、今回指導監査の資料作成日までの監事監査実施状況について記入すること。

2 「監査報告作成日」欄は、監査報告を作成した日を、「監査報告通知日」欄は監査報告を特定理事に通知した日をそれぞれ記入すること。

表10

借入金の状況

(資料作成日現在)

借入先	理事会の承認の有無	借入目的	借入金額 (利率)	契約 年月日	借入期間	償還金総額 (利子含)	現在残高	年間償還額			充当財源別金額				担保物権
								元 金	利 息	合 計	県補助金	市補助金	役員寄付	その他	
			千円	年 月 日	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
合 計															

(注) 1 借入金は整備資金に限らず、つなぎ資金、経営資金等についても記入し、役員等個人からの借入金についても記入すること。

2 「借入目的」欄には、特に複数の施設が借り入れている場合は、施設名を明確に記入すること。

3 「年間償還額」、「充当財源別金額」欄は、上欄に前年度実績、下欄に本年度予定額を記入すること。

4 「担保物権」欄には、具体的に記入すること。(例)「特養〇〇園の土地、建物」、「理事〇〇の宅地」

表11

会計監査人監査の実施状況

(資料作成日現在)

実施年月日	会計監査人氏名	報酬額 (千円)	監査意見		会計監査人の意見を受けて改善を図った事項
			監査意見	指摘事項等	
年 月 日					

(注) 1 会計監査人監査を行っている場合は、直近の実施状況について記入すること。行っていない場合は記入不要。

2 「監査意見」欄は、以下の項目から選択し記入すること。

(1) 無限定適正意見 (2) 除外事項を付した限定付適正意見 (3) 不適正意見 (4) 意見不表明

表12

地域における公益的取組の状況

(資料作成日現在)

取組の有無	取組内容
有・無	

表13

資産の状況（土地）

（資料作成日現在）

自 己 所 有	用 途	所 在 地	筆数	面積 (㎡)	取得年月日	所有権登記 年 月 日	購 入 先 (寄付者)	取 得 価 格 (千円)	取得財源の内訳	担保提供の 有 無
										有・無
										有・無
										有・無
										有・無
										有・無
										有・無
借 地	用 途	所 在 地	筆数	面積 (㎡)	当初の契約 年 月 日	地上権又は貸借権 登記年月日	所 有 者 (法人との関係)	借 料 (年間)	借料の財源	契 約 期 間 (年月まで)
							()	円		(年 月)
							()	円		(年 月)
							()	円		(年 月)
							()	円		(年 月)
							()	円		(年 月)
							()	円		(年 月)

(注) 1 自己所有の土地については、法人の基本財産に限らず、運用財産となっているものも記入すること。

2 借地の「所有者」（法人との関係）欄は、氏名を記入の上、法人との関係者である場合は、（ ）内に記入すること。（例）（理事）、（後援会長）

表14

資産の状況（建物）（その1）

（資料作成日現在）

（自己所有）

施設名	建築年度	新築 増築改築 の別	建築の内容	面 積			建 築 費	財源内訳						担保提供 の有無	
				建 築	とりこわし	累 計		国庫補助金	市補助金	その他補助金		借 入 金			自己資金
										名 称	金 額	借入先	金 額		
				m ²	m ²	m ²	千円	千円	千円		千円		千円	千円	有・無
				m ²	m ²	m ²	千円	千円	千円		千円		千円	千円	有・無
				m ²	m ²	m ²	千円	千円	千円		千円		千円	千円	有・無
				m ²	m ²	m ²	千円	千円	千円		千円		千円	千円	有・無
				m ²	m ²	m ²	千円	千円	千円		千円		千円	千円	有・無
				m ²	m ²	m ²	千円	千円	千円		千円		千円	千円	有・無
				m ²	m ²	m ²	千円	千円	千円		千円		千円	千円	有・無

（注） 法人の基本財産に限らず、運用財産となっているものも記入すること。

表14

資産の状況（建物）（その2）

（資料作成日現在）

（借 用）

施設名 所在地	面積	当初の契約年月日	地上権又は貸借権 登記年月日	所有者 (法人との関係)	借料 (年間) 円	借料の財源	契約期間 (年月まで)

表15

有価証券（株式以外）の保有状況

(年度末現在)

有価証券の種類 (国債・地方債・社債など)	銘柄 (会社名等)	貸借対照表計上額 (円)	償還期間		年利 (%)
			(自)	(至)	
			年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	
			年 月 日	年 月 日	

表16

株式の保有状況

(年度末現在)

銘柄 (会社名等)	株式数 (株)	保有割合 (%)	貸借対照表計上額 (円)	取得方法 (公開市場・寄附など)

表17

資産管理についての特記事項

(資料作成日現在)

事由	状況と理由
定款の基本財産が不動産登記簿、財産目録及び現状と一致していない場合	
財産目録上の不動産が保存登記されていない場合	
基本財産を市の承認を得ずに処分し、貸与し、又は担保に供している場合	
重要な運用財産を処分した場合	

(注) 事由の各項に該当する場合は、その状況と理由について詳細に記入すること。該当しない場合は記入不要。

表18

社会福祉充実計画の内容

(資料作成日現在)

計画の有無	所轄庁の計画承認日	計画の概要
有・無	年 月 日	

表19

法人の情報公表状況

(資料作成日現在)

インターネットによる公表	公表しているページ			
有・無	(定款の内容)	<input type="checkbox"/> 財務諸表等電子開示システム	<input type="checkbox"/> 法人HP	<input type="checkbox"/> その他 ()
	(役員等報酬基準)	<input type="checkbox"/> 財務諸表等電子開示システム	<input type="checkbox"/> 法人HP	<input type="checkbox"/> その他 ()
	(役員等名簿)	<input type="checkbox"/> 財務諸表等電子開示システム	<input type="checkbox"/> 法人HP	<input type="checkbox"/> その他 ()
	(計算書類)	<input type="checkbox"/> 財務諸表等電子開示システム	<input type="checkbox"/> 法人HP	<input type="checkbox"/> その他 ()
	(現況報告書)	<input type="checkbox"/> 財務諸表等電子開示システム	<input type="checkbox"/> 法人HP	<input type="checkbox"/> その他 ()

表20

苦情解決の仕組み

(資料作成日現在)

事業（施設）名	受付担当者の役職、氏名	解決責任者の役職、氏名	第三者委員の氏名	第三者委員に選任した理由
法人本部				

(注) 各事業（施設）ごとの、苦情解決体制の設置状況について記入すること。

利用者への周知方法	窓口等への掲示	会報等への掲載	契約締結時の説明	その他（具体的に）
	有・無	有・無	有・無	
解決結果の公表方法	事業報告書への掲載	会報等への掲載	その他（具体的に）	
	有・無	有・無		

表21

登記及び変更登記の状況

(資料作成日現在)

区 分	登記の有無	最初の登記の年月日	最近の変更登記の年月日	法定期限
法人の設立(名称)	有・無	年 月 日		設立後2週間以内
目的及び事業	有・無	年 月 日	年 月 日	変更後2週間以内
事務所の所在地	有・無	年 月 日	年 月 日	〃
代表権を有する者	有・無	年 月 日	年 月 日	〃
存続期間又は解散の事由 (定めた場合のみ)	有・無	年 月 日	年 月 日	〃
資産の総額	有・無	年 月 日	年 月 日	毎会計年度終了後3か月以内

表22

法人印及び代表者印の管理

(資料作成日現在)

印	管理者		保管場所	公印取扱に関する規程	
	職	氏名		規程の有無	規程の名称
法人印				有・無	
代表者印				有・無	